

運輸安全マネジメントに関する取り組み

貨物自動車運送事業法(第二十四条の三)及び貨物自動車運送事業輸送安全規則(第二条の八第1項)の規定に基づく
輸送の安全にかかわる情報の公表

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

2024年度

【基本方針】

- (1) 輸送品質を高めお客様のブランド向上・信頼に応える
- (2) 「運輸安全マネジメント」体制の充実を図る
- (3) 法令と基本作業を守る
- (4) 迅速な連絡を徹底する

【JOTグループ統一スローガン】

安全を仕事の中心に SAFETY 1st

【 自 社 ス ロ ー ガ ン 】

今こそ原点回帰～基本を大切に～

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

〈 目 標 〉		〈 達 成 状 況 〉
2023年度 (前年度)	(1)追突事故根絶	⇒ 目標達成(追突事故ゼロを達成)
	(2)報告漏れ根絶	⇒ 目標は未達成 (事故発生時の隠蔽)
	(3)アルコール検知根絶	⇒ 社内規程で定められた検知が発生
	(4)混油(液)・誤荷卸事故根絶	⇒ 目標は未達成 (作業事故が増加)
	(5)後退事故50%削減	⇒ 削減できず(安全確認が不十分)



 目 標	
2024年度 (今年度)	(1) 隠蔽・報告漏れ根絶
	(2) 混油(液)・誤荷卸事故根絶
	(3) アルコール検知根絶
	(4) 追突事故根絶
	(5) 後退事故削減

3. 防災の基本方針

- (1) 自然災害発生時には、人命最優先として行動する
(2) 過去の自然災害を教訓として、防災・減災に取り組む

4. 自動車事故報告規則(第2条)に規定する事故に関する統計

[illegible]

5. 貨物自動車運送事業法(第十六条第1項)の安全管理規程

当社の「安全管理規程」は、別紙のとおりです。

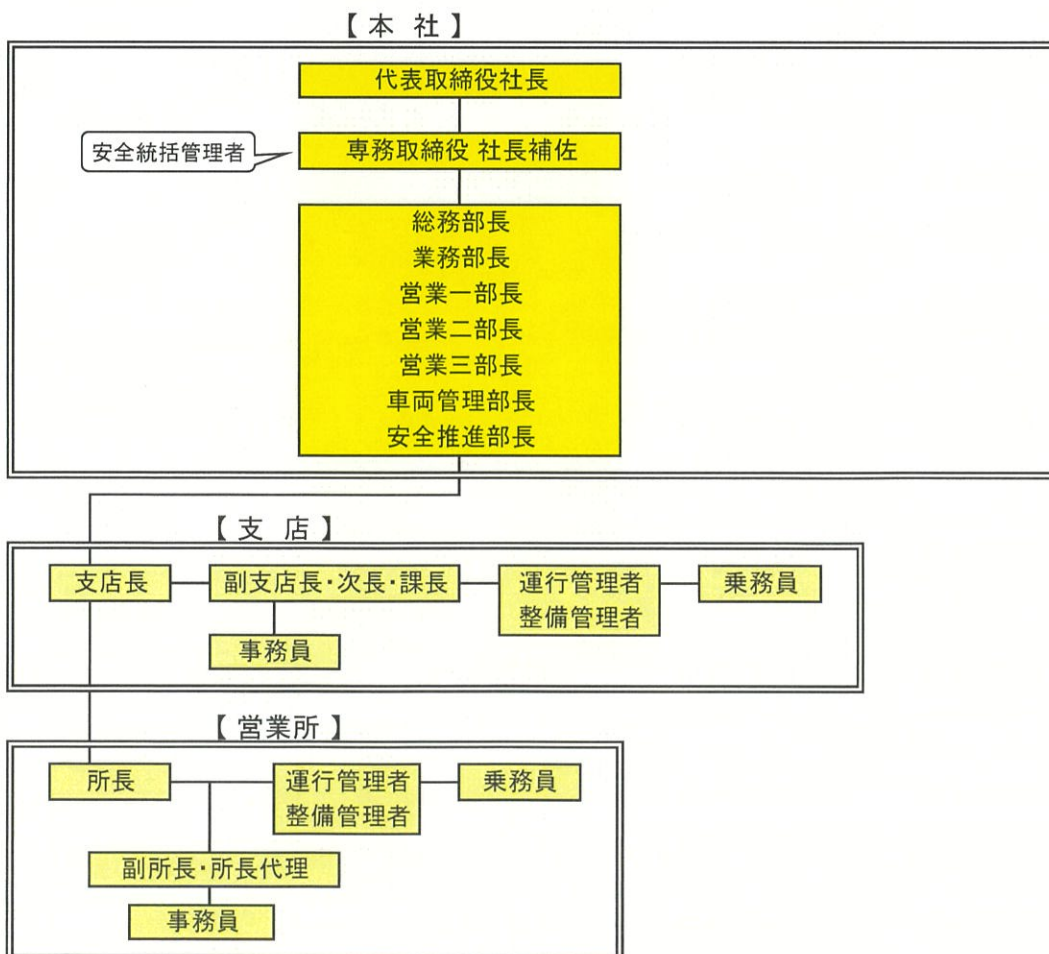
なお、2024年4月1日付、人事異動に伴い付表の見直しを行いました。

6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 車両については、計画的に低燃費かつ安全性を向上する装置を装備した最新型式へ代替を図っています。
- (2) 後退事故防止を目的として、原則としてほぼ全車に「バックアイカメラ」を取り付けています。
タイヤ付近からの火災防止、およびタイヤの状態(空気圧等)を把握できる「TPMS」を順次取り付けています。
- (3) 「ドライブレコーダー:5カメ」を原則として全車に取り付け、安全運転意識の向上に結び付けています。
- (4) 「全国交通安全運動」(春・秋)に併せて事故防止運動を重点的に実施するほか、自社独自の活動として年末年始の繁忙期に事故防止強化運動を展開し、輸送の安全性向上を図っています。
- (5) 安全指導主任・班長を対象とした教育研修や会議を開催し、双方向の情報交換を行い、輸送の安全性の向上に努めることを意思統一し、安全指導主任・班長が各乗務員に教育・指導を実施しています。
- (6) 事故・トラブルの事例を水平展開し、類似事故の防止に努めています。
- (7) 画像記録付きアルコール検知器を各現業所に配備し、規程に基づき運用しています。
- (8) 健康起因事故につながる、脳・心臓疾患発症の要因となる高血圧の予防のため、各現業所に血圧計を配備し、定期的に血圧測定を行っております。

7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

当社の、輸送の安全に関する組織体制は、以下のとおりです。



8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

当社の乗務員教育の体系は、次のとおりです。

- (1) 毎年1回、各現業所から運行管理者代表を集め運行管理業務等に関する集合教育を実施する。
2023年度については、Web形式にて実施しました。
- (2) 各現業所単位で、「年間教育計画」を作成し、安全運行・安全作業に向けた教育訓練を実施し
その結果を記録する。
- (3) 乗務員技能評価制度に基づき、「添乗教育」「作業訓練」「後退訓練」「車両点検」「運転状況」などの
項目について、毎年度見極め評価を行い、記録し管理する。
- (4) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則」および「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に
対して行う指導及び監督の指針」に基づき、指導年間計画を作成し、月々指導を実施する。
- (5) 安全総合教育センター、ドライビングトレーニングセンター、LNGトレーニングセンターにて新人および
社歴の浅い乗務員の集合研修を実施する。
- (6) 安全対策本部事務局が現場を訪問し、現場の状況を把握すると共に、会社の考えを伝達し、現業所と
一緒になって乗務員の指導を実施する。

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 本社および各支店に内部監査員を配し、それらが年1回以上各支店・各営業所を往訪し、輸送の安全
に関する目標・重点施策・実施計画及び教育訓練、ならびに運行管理業務・整備管理業務が確実に
実施運用されていることを確認しています。
- (2) 内部監査実施にあたっては、別途定めるチェックシートを用い、視点の平準化を図っています。
- (3) 内部監査終了後、その結果を経営トップに回付すると共に、必要な是正措置を指示しその改善結果の
報告を求めます。
- (4) 2023年度においては、書面による監査も併用し、以下のような是正措置を講じた。

- | |
|------------------------|
| ① 記録の未作成・所定用紙の未使用 |
| ② ドライブレコーダー映像の定期チェック不足 |

10. 貨物自動車運送事業法(第十六条第2項第四号)の安全統括管理者に係る情報

- (1) 選任した安全統括管理者の氏名(役職)

氏 名 (役 職)
竹本 明彦 (専務取締役 社長補佐)

- (2) 選任した年月日

2017年6月16日

